

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部  
改正について

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のよう  
に改正する。

2014年（平成26年）2月17日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部  
を改正する条例

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成元年藤沢市  
条例第39号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「第8条第1項」を「第8条」に改める。

別表第2 F u j i s a w a サステイナブル・スマートタウン地区整備計画区域  
の項低層住宅地区Bの項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第  
9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 第7号の建築物に併設された工場（原動機を使用するものにあつては、その  
出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

別表第2 F u j i s a w a サステイナブル・スマートタウン地区整備計画区域  
の項低層住宅地区Bの項の次に次のように加える。

低層住宅 地区C	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建ての住宅 (2) 法別表第2(イ)項第2号の住宅 (3) 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋 (4) 老人ホーム又は保育所 (5) 診療所 (6) 法別表第2(イ)項第9号の公益上必要な建築物 (7) 集会所
-------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(8) 事務所又は政令第130条の5の3に掲げる店舗，飲食店等の建築物で，その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分はその用途に供するものを除く。）</li> <li>(9) ボーリング場，スケート場，水泳場又は政令第130条の6の2に定める運動施設</li> <li>(10) 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5の5第1号から第3号までに定めるものを除く。）</li> <li>(11) 工場（原動機を使用するものにあつては，その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</li> <li>(12) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で，その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの</li> <li>(13) 防災備蓄倉庫</li> <li>(14) 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの（1階部分のみをその用途に供するものに限る。）</li> </ul>
中高層住宅地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 共同住宅，寄宿舎，下宿又は長屋</li> <li>(2) 保育所</li> <li>(3) 診療所</li> <li>(4) 法別表第2(イ)項第9号の公益上必要な建築物</li> <li>(5) 集会所</li> <li>(6) 事務所又は政令第130条の5の3に掲げる店舗，飲食店等の建築物で，その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分はその用途に供するものを除く。）</li> <li>(7) ボーリング場，スケート場，水泳場又は政令第130条の6の2に定める運動施設</li> <li>(8) 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5の5第1号から第3号までに定めるものを除く。）</li> <li>(9) 工場（原動機を使用するものにあつては，その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</li> <li>(10) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で，その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの</li> <li>(11) 防災備蓄倉庫</li> <li>(12) 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの（1階部分のみをその用途に供するものに限る。）</li> </ul>
福祉・健康・教育地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一戸建ての住宅</li> <li>(2) 住宅で事務所，店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</li> <li>(3) 自動車教習所</li> <li>(4) 畜舎（動物病院，ペットショップ又は小動物を対象とした宿泊施設で，その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のものを除く。）</li> </ul>

別表第2 F u j i s a w a サステイナブル・スマートタウン地区整備計画区域の項生活支援地区の項第7号中「法別表第2(㌸)項第6号」を「法別表第2(㌹)項第6号」に改める。

別表第5 F u j i s a w a サステイナブル・スマートタウン地区整備計画区域の項低層住宅地区Bの項第1号中「又は動物病院」を「, 動物病院」に改め, 「宿泊施設」の次に「又は工場」を加え, 同表F u j i s a w a サステイナブル・スマートタウン地区整備計画区域の項中

生活支援地区	500平方メートル	を
--------	-----------	---

低層住宅地区C	(1) 共同住宅, 寄宿舍, 下宿若しくは長屋でその住戸の数が3以上であるもの, 老人ホーム若しくは保育所又はボーリング場, スケート場, 水泳場若しくは政令第130条の6の2に定める運動施設の敷地面積は, 500平方メートル (2) 前号に掲げる以外の用途の建築物の敷地面積は, 120平方メートル。ただし, 建築物の敷地が幅員4メートル未満の路地状部分のみによって道路に接する場合は, 130平方メートルとする。	に
中高層住宅地区 福祉・健康・教育地区 生活支援地区	500平方メートル	

改める。

別表第6 F u j i s a w a サステイナブル・スマートタウン地区整備計画区域の項を次のように改める。

F u j i s a w a サステ イナブル ・スマー トタウン 地区整備	低層住宅地区 A 低層住宅地区 B 低層住宅地区	1メートル(歩行者専用道との境界に限る。)	(1) 外壁等の面の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する	1メートル	(1) 外壁等の面の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する
---	--------------------------------------	-----------------------	---	-------	---

計画区域	宅地区 C		<p>用途に供する建築物であって、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(3) 自動車又は自転車車庫で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p> <p>(4) 法別表第2(㉔)項第9号の公益上必要な建築物</p> <p>(5) 防災備蓄倉庫</p>		<p>用途に供する建築物であって、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(3) 自動車又は自転車車庫で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p> <p>(4) 法別表第2(㉔)項第9号の公益上必要な建築物</p> <p>(5) 防災備蓄倉庫</p>
	中高層住宅地区	1メートル	<p>(1) 法別表第2(㉔)項第9号の公益上必要な建築物</p> <p>(2) 防災備蓄倉庫</p>	1メートル(中高層住宅地区北側の道路までの距離は4メートル)	<p>(1) 法別表第2(㉔)項第9号の公益上必要な建築物</p> <p>(2) 防災備蓄倉庫</p>
	福祉・健康・教育地区	1メートル			1メートル(福祉・健康・教育地区北側の道路までの距離は4メートル、福祉・健康・教育地区西側の道路及び当該道路と福祉・健

			康・教育 地区南側 道路との 交差点隅 切り部分 までの距 離は5メ ートル)
	生活支 援地区	1メート ル	1メート ル（西側 の生活支 援地区北 東側道路 及び当該 道路と当 該地区北 西側道路 との交差 点隅切り 部までの 距離は2 メート ル)

別表第7 F u j i s a w a サステイナブル・スマートタウン地区整備計画区域の項低層住宅地区Bの項中「又は動物病院」を「，動物病院」に，「宿泊施設の建築物」を「宿泊施設又は工場」に改め，同項の次に次のように加える。

低層住宅地区C	(1) 共同住宅，寄宿舎，下宿若しくは長屋でその住戸の数が3以上であるもの，老人ホーム若しくは保育所又はボーリング場，スケート場，水泳場若しくは政令第130条の6の2に定める運動施設は，12メートル (2) 前号以外の用途の建築物 ア 10メートル イ 階数は2	共同住宅，寄宿舎，下宿若しくは長屋でその住戸の数が3以上であるもの，老人ホーム若しくは保育所又はボーリング場，スケート場，水泳場若しくは政令第130条の6の2に定める運動施設以外の用途の建築物は，7メートル
中高層住宅地区 福祉・健康・教育 地区	45メートル	

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

この条例を提出したのは、F u j i s a w a サステイナブル・スマートタウン地区地区計画において地区整備計画が変更されたことに伴い、当該地区計画の区域内における建築物の制限について変更する必要による。